

## 首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案）

現在、国において地域主権改革が進められており、政府の方針を示した「地域主権戦略大綱」においては、「国のかたちについては、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく」としている。

この改革の一環として、国と地方の役割分担や地方行財政、税制度など、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び実施について、法律で「国と地方の協議の場」を設置し、議論する場を設けたことは、地方の意見を国政に反映させる一つの仕組みとして期待を寄せているところである。

今後は、この協議の場を更に充実したものとすることはもとより、真の分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて、更なる改革を進めていくためには、地域の実情を国政に確実に反映させていくことができる仕組みが必要である。その一つの方策として、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことは大変有効である。

以上のことから、次のとおり提案する。

- 1 地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正すること
- 2 地方自治体の首長と国会議員を兼職できるよう、国会法及び地方自治法を改正すること

平成 2 4 年 月 日  
指定都市市長会